

株 主 各 位

愛媛県宇和島市津島町北灘甲88-1
ベルグアース株式会社
代表取締役社長 山 口 一 彦

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2023年1月27日（金曜日）午後5時までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月30日（月曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）
2. 場 所 愛媛県宇和島市錦町10-1
J R ホテルクレメント宇和島 2階「クレメントホール」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bergearth.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、一旦、まん延防止措置等が解除され、緩やかな回復の兆しがみられましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大やロシア・ウクライナ情勢に起因する資源・エネルギー価格の高騰、急激な円安の進行など、先行きが不透明な状況が続いております。

我が国の農業は、国民生活に必要な食料を供給する機能を有するとともに、地域の経済やコミュニティを支え、国土保全等の多面的機能を有しており、我が国の経済・社会において重要な役割を果たしております。

他方、農業従事者の著しい高齢化・減少という事態に直面しておりますが、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景として、食料自給率の向上や食料安全保障の強化への期待が一層高まっており、そのような中で、我が国農業においては、持続可能な農業構造の実現に向けた取り組みが益々重要になっております。

また、農業を地域経済の重要な基盤と考え、後継者問題や耕作放棄地問題などの課題に積極的に取り組む自治体も増え、これらの課題解決の手段として、ロボット技術や通信情報技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質農業を実現するいわゆる「スマート農業」を推し進める動きが見え、これらを活用する事により、農作業における省力・軽量化が更に進められることが出来るとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承が期待されております。

以上のことから、農業を取り巻く環境は依然厳しいと認識しておりますが、一方で、農作業の効率化による新規就農者の増加や熟練者に頼らない栽培技術力の継承、高度な先端技術を駆使することによる効率の良い農業経営も可能となりつつあります。

当社グループにおきましては、「人々の食と暮らしを豊かにする」を企業理念に掲げ、野菜苗・苗関連事業を中心に、生産体制と営業体制の強化、2021年11月に伊予農産株式会社を完全子会社化したことによる農業資材の売上拡大や購買力の強化に努めてまいりました。一方で、原油価格高騰に伴う重油や電気料金、培土や肥料等の原材料の値上げによる製造経費の増加、配送運賃の上昇が続く中で、生産体制や原材料の見直しなどコストの上昇を抑える取り組みを行いました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高6,393,813千円(前期比19.0%)の増収となりました。損益面につきましては、重油や電気料金の値上げ、培土、肥料等の原材料の値上げが続く中で製造原価が増加したことや、ベルグ福島株式会社での植物ワクチン研究開始に伴う研究開発費用の増加などにより、販売費及び一般管理費が増加した結果、営業損失58,613千円(前期は営業損失54,184千円)、経常損失44,041千円(前期は経常損失56,881千円)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、いわて花巻農場の生産設備及びベルグ福島株式会社のワクチン研究施設に基づく補助金収入242,625千円計上したことや、当社において、繰延税金資産の回収可能性を見直したことにより、202,341千円(前期比65.6%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

(野菜苗・苗関連事業)

当事業部門におきましては、2022年3月にいわて花巻農場の生産設備の増設工事が完了し自社での生産能力を拡大したことにより、東北、北海道の受注拡大に向け営業強化を行ってまいりました。また、ベルグ福島株式会社において、植物ワクチン総合研究所の稼働に伴い、植物ワクチンの研究開発を開始いたしました。植物ワクチンによる付加価値の高い製品開発を行うことにより、競争力の強化及び収益力の改善を図り、全国の生産者へ、化学農薬に依存しないウイルス病の防除による安全安心の野菜苗が供給できる体制を目指してまいります。

売上面につきましては、伊予農産株式会社を連結範囲に含め、新たな報告セグメントとして「卸売事業」を追加したことにより、野菜苗・苗関連事業から卸売事業を外部顧客とする売上高計上に変更したため、外部顧客への売上高が前年同期比に対して減少しておりますが、春の家庭園芸向けの需要が伸び悩む中で、ホームセンターを中心に野菜苗や花苗の売上拡大、苗品質及びサービス向上が評価されたこと、当社オリジナル規格の製品の販促などにより、北海道、東北地区、九州地区の売上が増加いたしました。

損益面につきましては、生産体制の見直しによる生産効率の改善や原材料の調達コストを抑えるための取り組みを進める一方で、原油価格高騰に伴う、重油や電気料金の値上げ、出荷用資材や培土、肥料などの値上げが続いており製造原価が増加いたしました。また、ベルグ福島株式会社での植物ワクチン研究開始に伴い、初期費用が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,058,657千円(前期比1.4%減)、セグメント利益(営業利益)438,665千円(前期比4.6%減)となりました。

(農業・園芸用タネ資材販売事業)

当事業部門におきましては、当社オリジナル培土「EARTH MIX 種まき培土」や当社オリジナル規格のアーストレート苗を移植できるロックキューブ「アースinロック」などの農業資材や、2022年1月より販売権が移管された植物ワクチン製剤の販売開始したことに加え、農薬メーカーとの業務提携により新たな商品の販売が可能となったことなどが売上増加に繋がりました。引き続き、グループ企業や農業関連メーカーとの商品開発、肥料メーカー等協力企業との連携を深めることにより商品ラインナップの充実を図り売上及び利益の拡大に向けて取り組んでまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高108,112千円(前期比36.1%増)、セグメント利益(営業利益)1,147千円(前期比13.6%減)となりました。

今後は、2021年11月30日に株式交換により連結子会社となった伊予農産株式会社や肥料メーカー等協力企業との連携をさらに深め、顧客開拓や新たな商品提案を行い売上拡大に努めてまいります。

(海外事業)

当事業部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大により中国においては、ロックダウンの対策を講じ経済活動に影響が出るなど厳しい環境が続いております。

そのような中、野菜苗や鉢花の生産販売事業を中断し、現地の連携企業と協力し中国国内を中心とした農業資材(肥料・種子)の販売を行ってまいりました。

今後は、アフターコロナを見据えた新たな体制作りと様々な可能性のある中国の農業関連マーケットでの事業展開の見直し、また、韓国での肥料販売や日本国内向けの種子や苗の輸出にむけて、営業及びマーケティング活動を行ってまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高54,472千円(前期比83.7%増)、セグメント損失(営業損失)21,384千円(前期はセグメント損失37,099千円)となりました。

(小売事業)

当事業部門におきましては、コロナ禍において高まっていた家庭園芸需要が収束傾向にある中、早い梅雨明け後から夏季は猛暑日が続いたことや9月以降は台風の影響などにより、客足への影響が懸念されましたが、家庭園芸商品や付加価値の高い花苗等の充実を図り、店舗では季節ごとに園芸フェアや各種イベントを開催し集客力の強化を図ってまいりました。また、店舗外営業も強化しており、柑橘など愛媛県産品の販売や新たに連結子会社となった伊予農産株式会社と共に愛媛県内生産者への野菜苗や農業資材の販売推進を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高131,837千円（前期比0.2%増）、セグメント損失(営業損失)は7,261千円（前期はセグメント損失11,513千円）となりました。

(卸売事業)

第1四半期連結会計期間において、主に愛媛県内のJAや生産者向けに、野菜苗を含む農業資材全般の仕入販売事業を行う伊予農産株式会社を連結範囲に含めたことにより、卸売事業を新たに追加いたしました。これに伴い、第2四半期連結会計期間より連結業績に卸売事業の業績を取り込んでおります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,040,733千円、セグメント損失(営業損失)は14,999千円となりました。

事業別売上高

区 分	前連結会計年度 (2021年10月期)		当連結会計年度 (2022年10月期)		前期比増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
野菜苗・苗関連事業	5,131,401	95.5	5,058,657	79.1	△72,744	△1.4
農業・園芸用タネ 資材販売事業	79,453	1.5	108,112	1.7	28,658	36.1
海外事業	29,646	0.6	54,472	0.9	24,825	83.7
小売事業	131,632	2.4	131,837	2.1	205	0.2
卸売事業	—	—	1,040,733	16.2	1,040,733	—
合 計	5,372,134	100.0	6,393,813	100.0	1,021,678	19.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は474,007千円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要な設備

当社 いわて花巻農場の野菜苗生産ハウス設備の取得
 ベルグ福島(株) 植物ワクチン研究施設の取得

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関からの長期借入れにより438,000千円の調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は実施しておりません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2021年11月30日を効力発生日として伊予農産株式会社と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年10月期)	第20期 (2020年10月期)	第21期 (2021年10月期)	第22期(当期) (2022年10月期)
売 上 高 (千円)	4,885,559	5,197,096	5,372,134	6,393,813
経常利益(△損失)(千円)	31,912	△132,395	△56,881	△44,041
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失)(千円)	△3,767	△214,423	122,198	202,341
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	△2.97	△168.88	96.25	142.42
総 資 産 (千円)	3,715,788	4,662,355	5,094,207	6,074,440
純 資 産 (千円)	1,337,675	1,138,162	1,245,188	1,667,454
1株当たり純資産(円)	893.83	715.12	799.60	1,131.74

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2019年10月期)	第20期 (2020年10月期)	第21期 (2021年10月期)	第22期(当期) (2022年10月期)
売 上 高 (千円)	4,857,679	5,148,932	5,217,216	5,371,336
経常利益(△損失)(千円)	54,141	△157,403	△42,299	△39,109
当期純利益(△損失)(千円)	△18,766	△234,046	129,734	101,047
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	△14.78	△184.33	102.18	70.54
総 資 産 (千円)	3,168,496	3,898,284	4,360,086	4,882,379
純 資 産 (千円)	1,101,649	854,969	971,399	1,502,431
1株当たり純資産(円)	867.24	673.35	765.05	1,038.54

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2020年10月期以降、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、移動制限が実施され十分な営業活動が行えなかったことに加え、コロナ禍での人員確保を優先したことにより製造コストにおける労務費が増加、新規事業への取り組みに向けて人材を確保したことなどにより販売費及び一般管理費が増加してまいりました。また、2022年10月期は、原油価格高騰に伴う重油や電気料金の値上げ、培土や肥料等の値上げによる製造経費の増加、ベルグ福島株式会社における植物ワクチン研究開発開始に伴う初期投資の増加等も影響し、3期連続して営業損失を計上しております。

この結果、継続的に営業損失が発生しており継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているものと認識しております。当社グループは、これらの事象等を解消し、事業の収益改善及びコスト管理を徹底する等の施策に取り組み、金融機関等との緊密な連携のもと財務体質の改善及び財務基盤の安定化に向けて、以下の対応策に取り組んでまいります。

(野菜苗・苗関連事業の更なる拡大と収益力強化)

① 自社農場を最大限に活用し、全国のパートナー農場との連携による生産能力の拡大を図り、顧客のニーズを踏まえ、受注増加に対応した、生産体制の整備

② 自社オリジナル製品、高付加価値製品の売上拡大による収益の確保
(苗事業を起点とした事業領域の深耕拡大による売上拡大)

① 伊予農産株式会社との経営統合により、国内資材メーカー、種苗会社との連携強化並びに新たな品種開発による事業領域の拡大

② 園芸愛好家からプロ生産者までに提案できる優良品種の開発及び強化による売上拡大

(適正コスト、利益管理)

① 全社的にかかるコストを再度見直し、コスト管理の徹底と削減の取り組みを継続

② コスト削減に努めた上で、適正な製品コストを検証し、顧客との協議の上値上げを行い適正利益を確保

当社グループとしては、これらの施策の実行により、収益力の回復と経営基盤の安定化に向けて努めてまいります。

(7) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ベルグ福島株式会社	125,500千円	90.0%	野菜苗の生産
青島芽福陽園芸有限公司	400千米ドル	62.5%	野菜苗及び花苗の生産・技術開発 鉢花（シクラメン）の生産 野菜（ミニトマト等）の生産 肥料・栽培装置等の販売
ファンガーデン株式会社	98,000千円	34.9%	園芸用小売店舗の運営
伊予農産株式会社	15,000千円	100.0%	種子、農業資材等の販売

(注) 1. 伊予農産株式会社は、2021年11月30日付の株式交換により当社の完全子会社となりました。
2. 2022年1月31日付にてFARM to TABLE FUND投資事業有限責任組合は清算終了いたしました。

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社むさしのタネ	35,000千円	30.0%	種子の育種及び販売、研究開発

(8) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

事業部門	事業内容
野菜苗・苗関連事業	富利農家向け野菜苗及び家庭園芸向け野菜苗の生産販売 貸し農園事業
農業・園芸用タネ資材販売事業	農業資材及び農産物等の仕入販売
海外事業	野菜苗及び花苗の生産・技術開発、鉢花（シクラメン）の生産、ミニトマト等の青果物生産、農業資材等の仕入販売
小売事業	園芸用小売店舗の運営
卸売事業	種子・農業用資材・野菜苗等の仕入販売

(9) 主要な事業所及び農場（2022年10月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社 ・ 本 社 農 場	愛媛県宇和島市津島町北灘甲88-1
長 野 横 堰 農 場	長野県東御市新張688-1
長 野 上 原 農 場	長野県東御市新張838-1
い わ て 花 巻 農 場	岩手県花巻市東和町百ノ沢7区166-1
茨 城 農 場	茨城県常陸大宮市上村田2003-2
松 山 農 場	愛媛県松山市南高井町1382-1

② 子会社

名 称	所 在 地
ベルグ福島株式会社	福島県伊達郡川俣町大字羽田曾利田10-1
青島芽福陽園芸有限公司	中華人民共和国山東省青島即墨市移風店镇鎮郭城路1号
ファンガーデン株式会社	愛媛県伊予郡松前町東古泉23-1
伊予農産株式会社	愛媛県松山市鴨川1丁目8-5

(注) 2022年1月31日付にてFARM to TABLE FUND投資事業有限責任組合は清算結了いたしました。

(10) 従業員の状況（2022年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
399名	15名増

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
正 社 員	209名	6名減	36.5歳	8.2年
準 社 員	3名	1名増	52.3歳	12.6年
契 約 社 員	14名	6名増	46.1歳	2.8年
パ ー ト 社 員	42名	16名減	49.2歳	6.5年
合計又は平均	268名	15名減	39.1歳	7.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び外国人技能実習生(53名)は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2022年10月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	881,952千円
株式会社伊予銀行	500,034千円
農林中央金庫	415,020千円
株式会社三菱UFJ銀行	173,321千円
株式会社みずほ銀行	156,638千円
株式会社三井住友銀行	128,331千円
株式会社愛媛銀行	119,994千円
愛媛県信用農業協同組合連合会	104,145千円

(注) 2022年10月31日現在の借入残高が、100,000千円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,446,900株 (自己株式279株を含む。)
- (3) 株主数 4,405名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
山口 一彦	185,300株	12.80%
松岡 馨	90,025株	6.22%
株式会社伊予銀行	60,000株	4.14%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	57,500株	3.97%
ベルグアース共栄会	50,400株	3.48%
OATアグリオ株式会社	50,000株	3.45%
ベルグアース従業員持株会	30,170株	2.08%
株式会社高知前川種苗	26,600株	1.83%
山口 眞由子	25,000株	1.72%
トキタ種苗株式会社	24,300株	1.67%

(注) 持株比率は、自己株式(279株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務対価として交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

2016年5月13日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第2回新株予約権
新株予約権の数	500個
保有人数 当社代表取締役	1名
目的である株式の種類及び数	普通株式 50,000株
新株予約権の発行価額	100円
新株予約権の行使価額	895円
新株予約権の行使期間	2016年7月1日～2023年6月30日
新株予約権の主な行使条件	割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年10月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 一 彦	ベルグ福島株式会社 取締役 青島芽福陽園芸有限公司 董事長 株式会社むさしのタネ 代表取締役社長
専務取締役	山 口 眞 由 子	総務部管掌
常務取締役	中 越 孝 憲	ベルグ福島株式会社 代表取締役社長
取 締 役	富 永 真 哉	経営企画本部、財務経理本部管掌
取 締 役	清 水 耕 一	生産本部、営業本部、研究本部管掌 ベルグ福島株式会社 取締役
取 締 役	高 岡 公 三	株式会社伊予銀行 営業本部参与 一般社団法人キタ・マネジメント 代表理事
取 締 役	野 田 修	ユービーエルジャパン株式会社 相談役
常勤監査役	笹 山 誠 司	ベルグ福島株式会社 監査役 伊予農産株式会社 監査役
監 査 役	松 山 芳 寛	
監 査 役	小 島 泰 三	小島泰三税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役高岡公三氏及び野田修氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役笹山誠司氏及び小島泰三氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役笹山誠司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役小島泰三氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 取締役清水耕一氏は、2022年10月31日を以って、取締役を辞任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				支給 人員 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	賞与	退職慰 労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	68,400 (3,600)	68,400 (3,600)	—	—	—	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,400 (6,600)	8,400 (6,600)	—	—	—	3 (2)
合 計	76,800	76,800	—	—	—	10

(注) 当事業年度において、社外役員が当社子会社等から受けた役員としての報酬等はありません。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、次のとおり決定しております。

2017年1月30日開催の第16期定時株主総会において、決議当時の取締役7名（うち社外取締役1名）の報酬額を年額100万円以内（うち社外取締役分は年額50万円以内）としております。また、2007年1月26日開催の第6期定時株主総会において、決議当時の監査役1名の報酬額を年額200万円以内としております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内におきまして、取締役会から再一任を受けた代表取締役社長山口一彦が会社の業績、職責、貢献を評価し、役職、年齢、在位年数等を総合的に勘案した上、報酬額を決定しております。

なお、監査役の報酬額は株主総会で決議された報酬額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社役員報酬等の額の決定過程は、2022年1月28日開催の第21期定時株主総会後の取締役会において、株主総会の決議報酬額の範囲内で取締役の報酬額を決定することを代表取締役社長山口一彦に一任することを決議しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役並びに管理職の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその業務遂行に起因して第三者から損害賠償請求された場合に、被保険者が被る損害についての損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先につきましては、13ページの「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、高岡公三氏の兼職先である株式会社伊予銀行より資金の借入等を行っております。

その他の兼職先につきましては、当社との間に重要な取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役が期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	高岡 公三	当事業年度開催の取締役会20回中19回に出席し、出身分野である金融関係を通じて培った専門知識や豊富な経験に基づき、当社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの向上・強化につながる有益な助言・提言を行っております。また、適宜質問、意見表明等の発言も積極的に行っており、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。
社外取締役	野田 修	当事業年度開催の取締役会20回中17回に出席し、出身分野である農業関係会社におけるCEOや商社で培った専門知識や豊富な経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの強化につながる有益な助言・提言を行っております。また、適宜質問、意見表明等の発言も積極的に行っており、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。
社外監査役	笹山 誠司	当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席し、長年に渡り地方行政に携わった経験と培われた広い知識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小島 泰三	当事業年度開催の取締役会20回中16回に出席し、当事業年度開催の監査役会14回中のうち13回に出席し、税理士としての豊富な知識・経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 えひめ有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合において、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員の職務が、法令、定款及び社内規程に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を制定し、役職員はこれを遵守する。
 - ② 総務部は、「企業行動憲章」の周知徹底のための活動を行い、内部監査室は、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 - ③ 管掌取締役及び部長は、コンプライアンス責任者として、担当部門のコンプライアンスを徹底し、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス委員会及び取締役会において報告する。
 - ④ 内部通報制度の利用を促進し、当社における定款及び社内規程違反、法令違反、企業行動憲章違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - ⑤ コンプライアンス委員会は、内部監査室と連携してコンプライアンスの方針、体制、運営方法を立案するとともに、関係法令等の遵守状況を調査し、問題がある場合は原因究明や改善の指示、情報開示に関する審議を行い、再発防止策を構築する。
 - ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対して、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、定款及び文書管理規程等の社内規程に基づき総務部において保存し、取締役及び監査役がいつでも閲覧することができるよう適切に管理する。
 - ② 企業秘密については、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、機密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、全社的に一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
 - ② 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - ③ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行い、特に重要なものについては取締役会において報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ② 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - ③ 取締役は、取締役会で定めた中期経営目標、予算に基づき効率的な職務執行及び管理を行い、予算の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告する。
 - ④ 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
 - ⑤ 取締役、その他の使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「企業行動憲章」に基づいた業務遂行のための日常的な情報の共有を行うとともに、遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の強化を行う。
 - ② 内部監査室及び監査役は、業務の適正の確保のため、監査に関して意見交換等を行い、連携をはかる。
 - ③ 当社及び子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ④ 当社及び子会社は、業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努める。
 - ⑤ 当社及び子会社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
 - ⑥ 子会社の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前承認を求めるとともに、子会社に当社役員を配置して子会社を管理するとともに取締役に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - ② 総務部長は、監査役に対して、内部通報制度の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「企業行動憲章」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
 - ③ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
 - ④ 当社は、取締役及び使用人が監査役への報告を理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ② 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - ③ 監査役は、内部監査室及び外部監査人から定期的に業務監査または会計監査に関する状況報告を受け、意見交換を行うことにより、監査の有効性、効率性を高める。
 - ④ 当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求があった場合には、当該請求に係る費用等が職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。
- (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当連結会計年度において、取締役会を20回開催し、当社グループにおける経営課題の把握と対応方針について討議し、業務の適正の確保に努めました。
- 監査役と会計監査人、内部監査室は適宜情報交換を行っており、内部統制の不備については是正を求め、是正状況の進捗を確認しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,984,013	流動負債	2,747,105
現金及び預金	1,096,682	支払手形及び買掛金	945,223
受取手形	42,621	電子記録債務	72,009
売掛金	1,103,930	短期借入金	917,500
電子記録債権	315,445	1年内返済予定の長期借入金	371,833
商品及び製品	113,931	リース債務	12,841
仕掛品	62,054	未払金	195,660
原材料及び貯蔵品	173,827	前受金	6,623
その他	83,335	賞与引当金	58,480
貸倒引当金	△7,815	未払法人税等	31,965
		その他	134,967
固定資産	3,090,427	固定負債	1,659,880
有形固定資産	2,808,625	長期借入金	1,281,492
建物及び構築物	1,845,232	リース債務	26,610
機械装置及び運搬具	187,327	繰延税金負債	171,637
土地	685,641	退職給付に係る負債	14,757
その他	90,424	資産除去債務	136,534
		持分法適用に伴う負債	22,839
		その他	6,007
無形固定資産	58,889	負債合計	4,406,986
投資その他の資産	222,912	純資産の部	
投資有価証券	19,604	株主資本	1,628,409
関係会社株式	9,022	資本金	552,124
保険積立金	127,528	資本剰余金	433,407
その他	66,756	利益剰余金	675,456
		自己株式	△32,578
		その他の包括利益累計額	△5,753
		その他有価証券評価差額金	352
		為替換算調整勘定	△6,106
		新株予約権	50
		非支配株主持分	44,748
		純資産合計	1,667,454
資産合計	6,074,440	負債・純資産合計	6,074,440

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,393,813
売上原価		4,882,856
売上総利益		1,510,957
販売費及び一般管理費		1,569,570
営業損失(△)		△58,613
営業外収益		
受取利息	53	
受取配当金	757	
受取手数料	15,436	
受取補填金	5,162	
補助金収入	4,641	
その他	8,092	34,144
営業外費用		
支払利息	8,836	
持分法による投資損失	5,781	
支払補償費	2,755	
その他	2,199	19,572
経常損失(△)		△44,041
特別利益		
固定資産売却益	311	
補助金収入	242,625	
段階取得に係る差益	17,476	
負ののれん発生益	19,190	279,603
特別損失		
固定資産除却損	0	
固定資産売却損	0	
減損損	1,208	1,208
税金等調整前当期純利益		234,353
法人税、住民税及び事業税	24,317	
法人税等調整額	14,167	38,484
当期純利益		195,869
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△6,472
親会社株主に帰属する当期純利益		202,341

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	331,494	245,674	440,811	△398	1,017,581
当期変動額					
剰余金の配当			△12,696		△12,696
親会社株主に帰属する 当期純利益			202,341		202,341
自己株式の取得				△86	△86
株式交換による変動	220,630	176,515	44,999	△32,093	410,052
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		11,216			11,216
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	220,630	187,732	234,645	△32,180	610,827
当期末残高	552,124	433,407	675,456	△32,578	1,628,409

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	△320	△2,049	△2,369	50	229,925	1,245,188
当期変動額						
剰余金の配当						△12,696
親会社株主に帰属する 当期純利益						202,341
自己株式の取得						△86
株式交換による変動						410,052
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△178,716	△167,500
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	673	△4,056	△3,383	—	△6,460	△9,844
当期変動額合計	673	△4,056	△3,383	—	△185,177	422,266
当期末残高	352	△6,106	△5,753	50	44,748	1,667,454

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

青島芽福陽園芸有限公司、ベルグ福島株式会社

ファンガーデン株式会社、伊予農産株式会社

上記のうち、伊予農産株式会社については、株式交換により全株式を取得したことにより、当連結会計年度において連結子会社に含めております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました FARM to TABLE FUND 投資事業有限責任組合については、2022年1月に解散したことにより連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

農業会社法人株式会社 B J アグロ、苫小牧だいちファーム株式会社

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

持分法を適用した関連会社の数

1社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社むさしのタネ

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数

4社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

農業会社法人株式会社 B J アグロ、苫小牧だいちファーム株式会社

株式会社九重おひさまファーム、四万十あおぞらファーム株式会社

持分法を適用しない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
青島芽福陽園芸有限公司	12月31日
伊予農産株式会社	5月31日

連結計算書類の作成にあたっては、次のとおりであります。

青島芽福陽園芸有限公司については、9月30日を仮決算日とする財務諸表を使用しており、伊予農産株式会社については、8月31日を仮決算日とする財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式（非連結子会社及び関連会社）

移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～38年
構築物	10～40年
機械及び装置	7～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
一部の連結子会社について、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは、主に野菜苗の生産販売及び農業用資材の販売を行っております。これらの製品及び商品については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日であるため、出荷時点にて収益を認識しております。
取引価格の算定にあたっては、重要な変動対価及び金融要素を含まないことから、原則、契約時に合意される価格をもって取引価格としております。
- (7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、これによる当連結会計年度の利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 ー千円

連結計算書類に計上した金額の内、ベルグ福島株式会社が保有する固定資産

有形固定資産 634,347千円 無形固定資産 1,107千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ベルグ福島株式会社は、固定資産の減損の兆候を把握するにあたり、会社全体を一つの資産グループとしております。

当該グルーピングを前提として、資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていること等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として計上します。

割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画等を基礎として見積もっており、売上高は、過去の実績の推移、市場動向等を基に見積もっております。

当連結会計年度のベルグ福島株式会社においては、植物ワクチンの研究開発費の増加により割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判定され、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

連結計算書類においては、連結の見地から資産のグルーピング単位を見直し、連結子会社であるベルグ福島株式会社は、野菜苗・苗関連事業の生産を当社から請け負っていることから、相互補完性を勘案し、当社の野菜苗・苗関連事業と一体としてグルーピングを行っております。当該グルーピングを前提として、資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益がプラスとなったことから、連結計算書類の野菜苗・苗関連事業資産グループにおいて減損の兆候がないと判定され、ベルグ福島株式会社の計算書類において計上した減損損失については連結計算書類において修正されております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	254,107千円
土地	359,076千円
計	613,183千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	64,336千円
長期借入金	681,840千円
計	746,176千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,465,454千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

株式会社むさしのタネ 37,160千円

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,446,900株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 配当金の総額	12,696千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	10円
④ 基準日	2021年10月31日
⑤ 効力発生日	2022年1月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

① 配当金の総額	14,466千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	10円
④ 基準日	2022年10月31日
⑤ 効力発生日	2023年1月31日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 50,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に野菜苗・苗関連事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理規程に従い、主要な取引先ごとの信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、大半は固定金利としております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額14,964千円）は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）、未払金は現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	13,662	13,662	—
資産計	13,662	13,662	—
長期借入金（注）	1,653,325	1,643,205	△10,120
負債計	1,653,325	1,643,205	△10,120

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	8,349	—	—	8,349

(注) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は5,313千円であります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,643,205	—	1,643,205

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額	1,131円74銭
1株当たりの当期純利益	142円42銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	野菜苗・苗 関連事業	農業・園芸用 タネ資材販売 事業	海外事業	小売事業	卸売事業	
売上高						
顧客との契 約から生じ る収益	5,058,657	108,112	54,472	131,837	1,040,733	6,393,813
その他の収 益	—	—	—	—	—	—
外部顧客へ の売上高	5,058,657	108,112	54,472	131,837	1,040,733	6,393,813

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(その他の注記)

(企業結合に関する注記)

当社は、2021年11月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、伊予農産株式会社（以下、「伊予農産」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：伊予農産株式会社

事業の内容：種子・苗・農業用資材の卸売

(2) 企業結合を行った主な理由

伊予農産は、当社設立時より野菜苗及び農業資材の取引を相互に行っており、当社にとって最も重要な取引先の一つであります。設立から73年の歴史を持ち、種苗業界で長年にわたって培われた農園芸資材の知見、蓄積された販売のノウハウのある伊予農産との経営統合は、苗事業における原材料の調達力を上げることによる収益の改善、また、地域に根付いた営業活動を推し進め、農業生産者を含む顧客への新たなサービスを提供することが可能となることにより、当社の掲げる成長戦略を加速させ、中期経営目標の達成に向け、更なるスピードアップが期待されるため、企業価値を向上させることができると考えられることから企業結合を行うに至りました。

(3) 企業結合日

2021年11月30日（株式交換の効力発生日）

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、伊予農産を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

現金対価により取得済みの議決権比率	6.25%
当該株式交換により追加取得した議決権比率	93.75%
取得後の議決権比率	100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により、被取得会社の議決権を100%取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2021年12月1日から2022年8月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得直前に保有していた伊予農産の企業結合日における時価	29,476	千円
企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	442,146	千円
取得原価	471,622	千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

- (1) 株式の種類別の交換比率

当社の普通株式59株 : 伊予農産の普通株式1株

- (2) 株式交換比率の算定方法

当社及び伊予農産から独立した第三者算定機関である株式会社青山トラスト会計社に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

- (3) 交付した株式数

177,000株

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

17,476千円

6. 発生した負ののれん発生益の金額、発生原因

- (1) 発生した負ののれん発生益の金額

19,190千円

- (2) 発生原因

被取得企業の企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,918,063	流動負債	2,083,237
現金及び預金	553,291	支払手形	24,959
受取手形	42,621	電子記録債権	329,409
電子記録債権	328,981	買掛金	203,342
売掛金	740,465	短期借入金	817,500
商品及び製品	5,936	1年内返済予定の長期借入金	339,265
仕掛品	55,390	リース債務	1,525
原材料及び貯蔵品	139,677	未払金	173,630
前払費用	21,257	未払費用	27,160
その他	32,833	未払法人税等	30,476
貸倒引当金	△2,391	未払消費税等	47,033
		前受金	2,519
		預り金	25,499
		賞与引当金	50,000
固定資産	2,964,315	その他	10,915
有形固定資産	2,020,051	固定負債	1,296,710
建物	799,161	長期借入金	1,065,850
構築物	519,820	リース債務	1,424
機械及び装置	78,806	繰延税金負債	70,545
車両運搬具	5,436	債務保証損失引当金	100,000
工具、器具及び備品	35,105	関係会社事業損失引当金	14,472
土地	581,720	資産除去債務	44,417
無形固定資産	49,411	負債合計	3,379,947
借地権	43,017	純資産の部	
商標権	286	株主資本	1,502,080
ソフトウェア	5,453	資本金	552,124
その他	654	資本剰余金	463,009
		資本準備金	463,009
投資その他の資産	894,853	利益剰余金	487,431
投資有価証券	18,225	その他利益剰余金	487,431
関係会社株式	744,597	固定資産圧縮積立金	237,426
出資金	80	繰越利益剰余金	250,004
関係会社長期貸付金	20,000	自己株式	△485
長期前払費用	9,646	評価・換算差額等	301
保険積立金	103,757	その他有価証券評価差額金	301
その他	76,437	新株予約権	50
貸倒引当金	△77,891	純資産合計	1,502,431
資産合計	4,882,379	負債・純資産合計	4,882,379

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,371,336
売 上 原 価		4,098,836
売 上 総 利 益		1,272,500
販売費及び一般管理費		1,254,149
営 業 利 益		18,351
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	676	
受 取 手 数 料	4,041	
補 助 金 収 入	4,641	
受 取 補 填 金	4,332	
そ の 他	2,208	15,904
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,883	
債務保証損失引当金繰入額	55,172	
投資事業組合運用損	7,403	
そ の 他	2,905	73,364
経 常 損 失 (△)		△39,109
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	106,400	
関係会社事業損失引当金戻入額	43,392	149,792
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
固 定 資 産 売 却 損	0	
減 損 損 失	1,208	1,208
税 引 前 当 期 純 利 益		109,474
法人税、住民税及び事業税	23,056	
法人税等調整額	△14,629	8,426
当 期 純 利 益		101,047

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	331,494	241,494	241,494	185,478	213,602	399,080
当期変動額						
剰余金の配当					△12,696	△12,696
当期純利益					101,047	101,047
固定資産圧縮積立金の積立				73,432	△73,432	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△21,484	21,484	—
自己株式の取得						
株式交換による変動	220,630	221,515	221,515			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	220,630	221,515	221,515	51,947	36,402	88,350
当期末残高	552,124	463,009	463,009	237,426	250,004	487,431

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△398	971,670	△320	△320	50	971,399
当期変動額						
剰余金の配当		△12,696				△12,696
当期純利益		101,047				101,047
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△86	△86				△86
株式交換による変動		442,146				442,146
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			622	622		622
当期変動額合計	△86	530,409	622	622	—	531,031
当期末残高	△485	1,502,080	301	301	50	1,502,431

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～38年
構築物	10～40年
機械及び装置	7～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

- (3) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

- (4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に野菜苗の生産販売及び農業用資材の販売を行っております。これらの製品及び商品については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日であるため、出荷時点にて収益を認識しております。

取引価格の算定にあたっては、重要な変動対価及び金融要素を含まないことから、原則、契約時に合意される価格をもって取引価格としております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、これによる当事業年度の利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(相殺前) 37,893千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金について繰延税金資産を計上しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、過去の実績や現在の状況を勘案して見積もった売上予測及び原価率であります。

繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少又は増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	97,000千円
構築物	54,112千円
土地	345,044千円
計	496,156千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	60,328千円
長期借入金	586,198千円
計	646,526千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,967,193千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

ベルグ福島株式会社	28,560千円
株式会社むさしのタネ	60,000千円
計	88,560千円

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	47,539千円
長期金銭債権	64,167千円
短期金銭債務	315,353千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	230,770千円
売上原価、販売費及び一般管理費	1,277,787千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式

279株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	15,229千円
未払事業税	3,513千円
未払費用	2,221千円
減価償却費	3,636千円
資産除去債務	13,529千円
関係会社株式評価損	35,238千円
有価証券評価損	4,357千円
営業権(のれん償却)	26千円
債務保証損失引当金	30,459千円
関係会社事業損失引当金	4,408千円
貸倒引当金	24,453千円
繰越欠損金	1,136千円
その他	15,788千円
小計	153,999千円
評価性引当額	△116,106千円
繰延税金資産合計	37,893千円

繰延税金負債

資産除去費用	△4,311千円
圧縮積立金	△103,995千円
その他有価証券評価差額金	△131千円
繰延税金負債合計	△108,438千円
繰延税金負債の純額	△70,545千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有割合%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ベルグ福島株式会社	所有 直接90.0%	役員の兼任 当社製品の生産	債務保証(注1)	28,560	—	—
				製品の仕入(注2)	430,810	買掛金	19,488
				製品の生産委託(注2)	203,441	買掛金	16,155
子会社	ファンガーデン株式会社	所有 直接34.9% 間接24.1%	役員の兼任 当社製品の販売 資金の援助	債務保証(注3)	100,000	—	—
				資金の貸付(注4)	—	関係会社長期 貸付金	20,000
子会社	伊予農産株式会社	所有 直接100.0% 被所有 直接0.88%	役員の兼任 当社製品の販売 原材料の仕入	製品の販売(注2)	195,232	売掛金	2,527
						電子記録 債権	20,789
				原材料の仕入(注2)	628,648	買掛金	19,518
						電子記録 債務	258,429
関連会社	株式会社むさしのタネ	所有 直接30.0%	役員の兼任 商品の仕入	債務保証(注5)	60,000	—	—

- (注) 1. ベルグ福島株式会社の銀行借入に対し債務保証を行ったものであります。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。
 2. 上記取引は、市場価格に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
 3. ファンガーデン株式会社の銀行借入に対し債務保証を行ったものであります。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。当事業年度において60,000千円の債務保証損失引当金繰入額を計上しており、当事業年度の債務保証損失引当金残高は100,000千円であります。
 4. 資金の貸付条件については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当事業年度の貸倒引当金残高は20,000千円であります。
 5. 株式会社むさしのタネの銀行借入に対し債務保証を行ったものであります。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たりの純資産額	1,038円54銭
1株当たりの当期純利益	70円54銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「(収益認識に関する注記) 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

(企業結合に関する注記)

連結注記表の「(その他の注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月19日

ベルグアース株式会社
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 中越 公平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉松 勲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベルグアース株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベルグアース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年12月19日

ベルグアース株式会社
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中越 公平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉松 勲

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベルグアース株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月20日

ベルグアース株式会社 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 笹山 誠司 ㊟
社外監査役 小島 泰三 ㊟
監査役 松山 芳寛 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第22期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 10円 総額 14,466,210円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年1月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分で示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする</u>ことができる。</p> <p>附則 <u>第1条 2022年9月1日から6カ月を経過した日、もしくは同年9月1日から6カ月以内に開催する最後の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</u> <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <u>2 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	

第3号議案 取締役5名選任の件

2022年10月31日付をもって取締役清水耕一氏が辞任され、また、本総会終結の時をもって取締役6名は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	やまぐち かずひこ 山 口 一 彦 (1957年2月5日)	1996年2月 ㈱山口園芸(現 ㈱山口園芸)設立 代表 2001年1月 当社設立 代表取締役専務 2003年1月 当社 代表取締役社長(現任) 2014年3月 ベルグ福島㈱ 代表取締役社長 2014年11月 青島芽福陽園芸有限公司 董事長(現任) 2017年1月 ベルグ福島㈱ 取締役(現任) 2017年1月 ファンガーデン㈱ 代表取締役社長 2017年8月 ㈱むさしのタネ 代表取締役社長(現任)	185,300株
2	やまぐち まゆこ 山 口 眞 由 子 (1960年5月25日)	1996年2月 ㈱山口園芸(現 ㈱山口園芸) 専務取締役 2001年1月 当社 常務取締役総務部管掌 2003年1月 当社 専務取締役総務部管掌(現任) 2014年11月 当社 専務取締役生産販売部管掌	25,000株
3	こたに ちかくに ※小 谷 近 之 (1960年2月3日)	1983年4月 協和発酵工業㈱ 入社 2006年8月 Kyowa Hakko USA, Ink President&C.E.O 2010年1月 協和バイオ㈱ ファインケミカル営業部長 2012年1月 協和バイオ㈱ 取締役ファインケミカル営業部長 2015年3月 協和バイオ㈱ 代表取締役社長 Kyowa Kirin 執行役員 2018年4月 Kyowa Kirin Asia Pacific Ltd President &CEO 2021年5月 当社 入社 執行役員 経営企画本部長(現任) 2021年8月 ファンガーデン㈱ 監査役(現任)	一株
4	たかおか こうぞう 高 岡 公 三 (1961年4月21日)	1984年4月 ㈱伊予銀行 入社 2006年2月 同社 大分東支店 支店長 2016年2月 同社 公務営業部長 2016年8月 同社 地域創生部長 2021年1月 当社 社外取締役(現任) 2021年4月 一般社団法人キタ・マネジメント 代表理事(現任) 2021年5月 ㈱伊予銀行 営業本部参与(現任)	一株
5	のだ おさむ 野 田 修 (1954年10月15日)	1977年4月 三井物産㈱ 入社 2003年4月 同社 アグリサイエンス事業部長 2012年10月 ユービーエルジャパン㈱ 代表取締役 2019年2月 同社 相談役(現任) 2019年7月 当社 顧問 2021年1月 当社 社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 高岡公三氏及び野田修氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
- ①高岡公三氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は金融機関に在籍しており専門知識や豊富な経験を活かし、当社の事業推進において適切な助言をいただけるものと確信し、コーポレート・ガバナンスの観点からも望ましい人物であると判断したためであります。
 - ②野田修氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は事業会社におけるCEOや商社での経験を活かし、当社の事業推進においても適切な助言をいただけるものと確信し、コーポレート・ガバナンスの観点からも望ましい人物であると判断したためであります。
5. 当社の社外取締役に就任してからの在任期間
高岡公三氏及び野田修氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、高岡公三氏及び野田修氏との間において、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、両氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告14ページをご参照ください。また、次回更新時には同程度の内容で更新を予定しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ささやま せいじ 笹山 誠司 (1955年10月4日)	1979年4月 三間町役場 入庁（現：宇和島市役所） 2015年4月 宇和島市役所 総務部長 2016年4月 宇和島市役所 副市長 2019年1月 当社 監査役（現任） 2020年1月 ベルグ福島株式会社 監査役（現任） 2021年10月 伊予農産株式会社 監査役（現任）	一株
2	まつやま よしひろ 松山 芳寛 (1953年11月7日)	1976年4月 ㈱ニチイ（現イオンリテール㈱）入社 2003年4月 ギフコ㈱入社 経営企画室長 2005年10月 ㈱ミドリ電化（現㈱エディオン）入社 執行役員社長室長 2012年11月 コドモエナジー㈱入社 経営戦略室長 2015年4月 ㈱マイファーム 入社 取締役管理本部長兼経営企画室長 2017年4月 当社 入社 経営企画部 企画課 2021年1月 当社 監査役（現任）	一株
3	こじま たいぞう 小島 泰三 (1973年9月4日)	2000年4月 大西会計事務所 入所 2002年9月 小島泰三税理士事務所設立 代表（現任） 2021年1月 当社 社外監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 笹山誠司氏及び小島泰三氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由
① 笹山誠司氏は、長年に渡り地方行政に携わるなど、経歴を通じて培われた広い見識と豊富な経験を監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
② 小島泰三氏につきましては、税理士としての専門知識や豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 当社の社外監査役に就任してからの在任期間
笹山誠司氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
小島泰三氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各監査役との間において、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、各氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告14ページをご参照ください。また、次回更新時には同程度の内容で更新を予定しております。
7. 当社は、笹山誠司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いなだ つかさ 稲田 司 (1947年8月22日)	1967年4月 法務省入国管理局高松支局 入省 1998年11月 稲田司法書士事務所 設立(現任) 2006年5月 NPO法人「結の会」 理事長(現任) 2019年5月 愛媛県司法書士会 副会長	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稲田司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 稲田司氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、司法書士として長年携わってきた企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当社の監査に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 稲田司氏の補欠監査役選任が承認され、選任期間中に監査役となった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14ページに記載のとおりであります。稲田司氏の補欠監査役選任が承認され、選任期間中に監査役となった場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

第22期定時株主総会会場ご案内図

会 場 愛媛県宇和島市錦町10-1
J Rホテルクレメント宇和島 2階「クレメントホール」

交 通

(J R) J R宇和島駅 直結

(車) 宇和島道路「宇和島朝日」より約5分

